

## 鳥取県県営林道管理要綱取扱要領

制定 平成 17 年 7 月 14 日  
第 200500039467 号  
農林水産部長通知

### 1 趣旨

鳥取県県営林道（以下「林道」という。）の維持管理に当っては鳥取県県営林道管理要綱（平成 17 年 7 月 14 日付第 200500039467 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 要綱第 2 条（適用範囲）関係

県営森林管理道については、請負者から引き渡しを受けた後、関係市町村へ引き渡しするまでの間は、要綱に基づき県が管理を行うものとする。

### 3 要綱第 4 条（管理者の責務）関係

- (1) 巡視は、日常及び異常気象時前後に行うものとする。
- (2) 異常気象時の巡視は、二次災害防止のため、路線・区間の利用形態、地形・地質的状况等により安全な時期に実施するものとする。
- (3) 第 2 項、第 3 項の「速やかに必要な処置」とは、その状況により、通行の制限又は禁止（以下「通行規制」という。）及び補修、修繕、復旧等を行うものとする。
- (4) 林道に災害が発生したときは、前項の処置とともに、被害状況を農林水産部長に報告するものとする。
- (5) 第 4 項で整備することとする標識等は、要綱第 5 条第 1 項第 2 号の異常気象時の通行規制を行う区間での周知・注意喚起を図るための予告標識の他、以下の事項を標示するものとする。
  - ア 幅員、設計速度、最小回転半径等、安全通行に関する「規格、構造」
  - イ 橋梁等の重量規制
  - ウ 要綱第 6 条の占用許可、要綱第 7 条の工事の承認に関すること
  - エ その他必要な事項

### 4 要綱第 5 条（通行の禁止及び制限）関係

- (1) 管理者は、第 1 項第 2 号、3 号の通行規制を行う路線・区間を沿線の人家、農地、保健休養施設等の状況等、林道の利用形態及び林道の地形・地質等の状況を勘案し、関係市町村との協議により決定するものとする。
- (2) 管理者が通行規制を行うときには、「規制実施看板」及び「バリケード」又はこれに類するもの（以下「バリケード等」という。）を以下により設置するものとする。
  - ア 標識、バリケード等は、風等により移動しないよう設置する。
  - イ 路肩規制等を行う場合のバリケード等は、車両等が安全に通行できる位置に設置する。
- (3) 第 1 項第 2 号の異常気象時に通行の一時禁止を行う基準は、通行者等にも認知可能な、気象台発表の「気象警報」等によるものとし、豪雨の場合は「大雨警報」、強風の場合は「暴風警報」、地震の場合は「震度 5 以上」を標準（以下「規制基準」という。）とし、以下により通行の一時禁止を行うものとする。
  - ア 規制基準となる警報等が発表された場合、速やかにバリケード等を設置する。

なお、一般に通行する車両が無いと想定される夜間等の場合、バリケード等の設置の時期は、それまでの降雨の状況、路線・区間ごとの利用状況等により、管理者が総合的に判断して決定する。
  - イ 梅雨・秋雨前線、台風等、事前に規制基準になることが予想される場合には、事前にバリケード等を設置する。
  - ウ 通行の一時禁止の解除、バリケード等の撤去は、異常気象収束後、巡視を行い、異常がないことを確認した後に行う。
- (4) 管理者は、(1) の通行規制を行う路線・区間及び別に規制基準を定めた場合又は改正した場合は、その都度、農林水産部長に報告するものとする。
- (5) 管理者は、通行規制を行ったときは、規制を行った路線・区間、期間を農林水産部長に報告するものとする。

5 要綱第6条（占用許可）関係

- (1) 林道を占用しようとする者は、様式第1号による「林道占用許可申請書」を管理者に提出するものとする。
- (2) 林道の占用を許可された者は、許可のあった内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、変更内容を記載した様式第1号「林道占用許可申請書」を管理者に提出するものとする。
- (3) 林道の占用を許可された者は、林道を継続して使用しようとするときは、占用期間の満了する10日前までに、変更期間を記載した様式第1号「林道占用許可申請書」を管理者に提出するものとする。

6 要綱第7条（管理者以外の者の行う工事の承認）関係

- (1) 管理者以外の者が林道に係わる工事を行おうとする場合には、様式第2号による「林道関連工事承認申請書」を管理者に提出するものとする。
- (2) 林道に係わる工事を承認された者は、承認のあった内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、変更内容を記載した様式第2号「林道関連工事承認申請書」を管理者に提出するものとする。

7 要綱第8条（現状回復）関係

管理者は、現状回復させるときには、様式第3号による「林道現状回復指示書」により通知するものとする。

8 要綱第9条（林道管理協力）関係

巡視及び異常気象時、災害発生時等の通行規制措置を行う場合、市町村管理に係る連絡道と県管理林道との関連及びその他必要がある場合には、関係市町村との協議により、関係市町村に通行規制措置を依頼できるものとする。

9 要綱第10条（補則）関係

管理者が、この取扱要領によるほか、要綱の施行に関してその他の必要な事項を別に定めた場合には、その事項を農林水産部長に報告するものとする。

10 付則

この要領は平成17年7月14日から施行する。